

研究成果報告書

(国立情報学研究所の民間助成研究成果概要データベース・登録原稿)

研究テーマ (和文) AB		アメリカにおける気候変動訴訟とその政策形成および事業者行動への影響			
研究テーマ (欧文) AZ		Climate Change Litigation in the United States: Implications for Policymaking and Business Behavior			
研究氏 代表 者	カタカナ CC	姓) オオサカ	名) エリ	研究期間 B	2011～ 2012年
	漢字 CB	大坂	恵里	報告年度 YR	2013年
	ローマ字 CZ	Osaka	Eri	研究機関名	東洋大学
研究代表者 CD 所属機関・職名		東洋大学法学部・准教授			
<p>概要 EA (600字～800字程度にまとめてください。)</p> <p>近年のアメリカでは、気候変動に起因する様々な訴訟が展開されている。そうした気候変動訴訟には、①行政庁による気候変動対策の懈怠を主張して、当該行政庁を被告として規制を開始または強化するよう求めて提起する「気候変動対策促進訴訟」、②行政庁の規制によって気候変動対策を要求される事業者が、当該行政庁を被告として規制の合憲性や合理性を争うために提起する「気候変動対策抵抗訴訟」、③州や私人らが、温室効果ガスを大量に排出する事業者を被告として、温室効果ガスの排出量削減や、気候変動から生じる損害の賠償を求めるために提起する「気候変動ニューサンス訴訟」などがある。</p> <p>2007年、合衆国最高裁判所は、①のタイプの訴訟である Massachusetts v. EPA において、温室効果ガスが大気浄化法の「大気汚染物質」に含まれると判断し、合衆国環境保護庁(EPA)が新車からの温室効果ガスの排出を規制する権限を有すると結論づけた。その後、EPAは、6種の主要温室効果ガスの大気中濃度が現在および将来の公衆の健康と福祉を脅かし、新車およびそのエンジンからの温室効果ガス排出が公衆の健康および福祉を脅かす温室効果ガス汚染に寄与するという認定結果を公表し、合衆国運輸省国家道路交通安全局(NHTSA)とともに新たに市場に出る軽量自動車そして中型車・大型車からの温室効果ガス排出規制に関する最終規則を公表した。さらに、EPAは、固定発生源からの温室効果ガス排出規制にも着手し、新規の化石燃料火力発電所からの温室効果ガス排出に関する新規排出源性能基準(NSPS)の提案などに取り組んでいる。こうしたEPAの温室効果ガスに対する規制強化をきっかけの一つとして、2010年、合衆国証券取引委員会(SEC)は、気候変動情報の開示に関する指針を公表した。</p> <p>以上、本研究により、アメリカでは、気候変動訴訟が、気候変動防止に関わる政策形成および事業者行動に少なからぬ影響を及ぼしていることがわかった。</p>					
キーワード FA	気候変動訴訟	アメリカ	温室効果ガス	Massachusetts v. EPA	

(以下は記入しないでください。)

助成財団コード TA					研究課題番号 AA								
研究機関番号 AC					シート番号								

発表文献（この研究を発表した雑誌・図書について記入してください。）									
雑誌	論文標題 <sup>GB</sup>	アメリカにおける気候変動訴訟とその政策形成および事業者行動への影響（一）							
	著者名 <sup>GA</sup>	大坂恵里	雑誌名 <sup>GC</sup>	東洋法学					
	ページ <sup>GF</sup>	85~108	発行年 <sup>GE</sup>	2	0	1	2	巻号 <sup>GD</sup>	56巻1号
雑誌	論文標題 <sup>GB</sup>	アメリカにおける気候変動訴訟とその政策形成および事業者行動への影響（二・完）							
	著者名 <sup>GA</sup>	大坂恵里	雑誌名 <sup>GC</sup>	東洋法学					
	ページ <sup>GF</sup>	1~24	発行年 <sup>GE</sup>	2	0	1	3	巻号 <sup>GD</sup>	56巻2号
雑誌	論文標題 <sup>GB</sup>	気候変動ニューサンス訴訟に関する研究							
	著者名 <sup>GA</sup>	大坂恵里	雑誌名 <sup>GC</sup>	環境法政策学会学会誌					
	ページ <sup>GF</sup>	205~214	発行年 <sup>GE</sup>	2	0	1	3	巻号 <sup>GD</sup>	16号
図書	著者名 <sup>HA</sup>								
	書名 <sup>HC</sup>								
	出版者 <sup>HB</sup>		発行年 <sup>HD</sup>					総ページ <sup>HE</sup>	
図書	著者名 <sup>HA</sup>								
	書名 <sup>HC</sup>								
	出版者 <sup>HB</sup>		発行年 <sup>HD</sup>					総ページ <sup>HE</sup>	

欧文概要<sup>EZ</sup>

Various climate change lawsuits have been filed in the United States. In its 2007 decision on Massachusetts v. EPA, the Supreme Court of the United States held that the greenhouse gases (GHGs) fell into “air pollution agent(s)” under the Clean Air Act (CAA) and that the CAA gave the U.S. Environmental Protection Agency (EPA) authority to regulate the GHGs. Following the decision, the EPA published the Endangerment Rule. The rule says that the atmospheric mix of six GHGs is “air pollution” under the CAA, which may reasonable be anticipated both to endanger public health and to endanger public welfare. The EPA now regulates the GHGs emissions from new motor vehicles and engines, and tries to regulate the GHGs emissions from new power plants. In response to the climate change litigations and the EPA’s tougher control, the businesses have been forced to change their behavior. For instance, the U.S. Securities and Exchange Commission published the guidance on climate change risks in 2010. In conclusion, in the United States, climate change litigations have been generating a substantial impact on policymaking and business behavior.